

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
当座勘定規定	当座勘定規定
1～18 （省略）	1～18 （省略）
19 線引小切手の取扱い	19 線引小切手の取扱い
(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に <u>届出の印鑑により押印</u> があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に <u>届出印の押なつ</u> があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
(2) 前項の取扱い <u>によって</u> 、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当会はその責任を負いません。	(2) 前項の取扱い <u>をしたため</u> 、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当会はその責任を負いません。
20～24 （省略）	20～24 （省略）
25 解約	25 解約
(1) （省略）	(1) （省略）
(2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当会が取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当会は責任を負いません。また、この解約により当会に損害が生じたときは、 <u>当会はその損害額を請求いたします。</u>	(2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当会が取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当会は責任を負いません。また、この解約により当会に損害が生じたときは、 <u>（追加）その損害額を支払ってください。</u>
<u>a</u> 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	<u>①</u> 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
<u>b</u> 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」と <u>いいます。</u> ）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合	<u>②</u> 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」と <u>いう。</u> ）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
<u>(a)</u> 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること	<u>A</u> 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
<u>(b)</u> 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること	<u>B</u> 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
<u>(c)</u> 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること	<u>C</u> 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
<u>(d)</u> 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること	<u>D</u> 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
<u>(e)</u> 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を	<u>E</u> 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有

改正後	改正前
有すること <u>c</u> 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 <u>d</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 (3)～(4) (省略) 26～27 (省略) 28 保険事故発生時における本人からの相殺 (1) (省略) (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。 <u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3)～(4) (省略) 29 休眠預金等活用法にかかる異動事由 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」と<u>いいます</u>。）に基づく異動事由として取扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払いにかかるものを除きます。） <u>(2)</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当会が当該支払の請求を	すること <u>③</u> 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 <u>④</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 (3)～(4) (省略) 26～27 (省略) 28 保険事故発生時における本人からの相殺 (1) (省略) (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。 <u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3)～(4) (省略) 29 休眠預金等活用法にかかる異動事由 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」と<u>いう</u>。）に基づく異動事由として取扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払いにかかるものを除きます。） <u>②</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当会が当該支払の請求を

改正後	改正前
を把握することができる場合に限ります。) <u>(3)</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <u>a</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性 <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地 <u>(4)</u> 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>(5)</u> 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>a</u> 取引店舗の変更 <u>b</u> 相続等による口座名義人の変更 30 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等 (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 <u>a</u> 第29条に掲げる異動が最後にあった日 <u>b</u> 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを<u>除きます</u>。）に限ります。 <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項<u>b</u>において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>b</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。 <u>c</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、	把握することができる場合に限ります。) <u>③</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <u>A</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性 <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地 <u>④</u> 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>⑤</u> 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>A</u> 取引店舗の変更 <u>B</u> 相続等による口座名義人の変更 30 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等 (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 <u>①</u> 第29条に掲げる異動が最後にあった日 <u>②</u> 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを<u>除く</u>。）に限ります。 <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項<u>第2号</u>において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>②</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。 <u>③</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、

改正後	改正前
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 31 休眠預金等代替金に関する取扱い (1)～(2) (省略) (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) (省略) 32 (省略) 【小切手用法】 1～3 (省略) 4 (1)～(3) (省略) (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>印鑑</u>や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>押印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>印鑑</u>が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。 6～7 (省略)	当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 31 休眠預金等代替金に関する取扱い (1)～(2) (省略) (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) (省略) 32 (省略) 【小切手用法】 1～3 (省略) 4 (1)～(3) (省略) (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>なつ印</u>や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>なつ印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>なつ印</u>が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。 6～7 (省略)

改正後	改正前
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 （省略） 【約束手形用法】 1～3 （省略） 4 (1)～(3) （省略） (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印鑑や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記載や印鑑が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。 6～7 （省略） ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 （省略） 【為替手形用法】 1～4 （省略） 5 (1)～(3) （省略） (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印鑑や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。 6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記載や印鑑が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。	●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 （省略） 【約束手形用法】 1～3 （省略） 4 (1)～(3) （省略） (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。 6～7 （省略） ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 （省略） 【為替手形用法】 1～4 （省略） 5 (1)～(3) （省略） (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。 6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。

改正後	改正前
7 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けの印章を使用してください。 8～9 （省略） ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 （省略） 以 上 (<u>2026 年 7 月 1 日現在</u>)	7 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。 8～9 （省略） ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 （省略） 以 上 (<u>2026 年 4 月 1 日現在</u>)